

## 第5回 経営ビジョン策定検討部会

### 次 第

開催日 平成29年8月7日(月)  
開催時間 午後1時30分～3時30分(終了予定)  
開催場所 京都市上下水道局別館1階研修室

#### 1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開について

#### 2 議 題

次期経営ビジョン骨子案について

#### 3 閉 会

#### < 配付資料 >

次第

委員等名簿

配席図

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| <u>資料1</u> | 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱         |
| <u>資料2</u> | 経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領        |
| <u>資料3</u> | 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領 |
| <u>資料4</u> | 第4回経営ビジョン策定検討部会議事録           |
| <u>資料5</u> | 次期経営ビジョン骨子案(市民意見募集パンフレット)(案) |
| <u>資料6</u> | 第5回部会における議論のポイント             |

#### 《別添資料》(封入)

- ・ 京(みやこ)の水ビジョン
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン(2008-2012)
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン(2013-2017)
- ・ 平成28年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価(平成27年度事業)
- ・ 平成27年度 水に関する意識調査 調査結果報告書
- ・ 京の上下水道

## 第5回経営ビジョン策定検討部会 委員等名簿

### ○ 部会委員

(五十音順, 敬称略)

|        | 氏名                                  | 役職等                            | 出席 |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------|----|
| 学識経験者等 | か み こ    なおゆき<br>神子    直之           | 立命館大学教授(理工学部)                  | 出席 |
|        | こばやし    ちはる<br>小林    千春             | 同志社大学教授(経済学部)                  | 出席 |
|        | こばやし    ゆ    か<br>小林    由香          | 税理士                            | 出席 |
|        | なかじま    せつこ<br>中嶋    節子             | 京都大学教授<br>(大学院人間・環境学研究科)       | 出席 |
|        | にしむら    ふみたけ<br>西村    文武            | 京都大学准教授<br>(大学院工学研究科)          | 欠席 |
| 本市職員   | え    ぶ    ち    ふみあき<br>江    渚    史明 | 京都市上下水道局<br>総務部経営ビジョン策定・防災担当部長 | 出席 |

：部会長

### ○ 京都市

京都市上下水道局総務部経営政策担当部長

〃    総務部総務課長

〃    総務部経営企画課長

〃    総務部経理課長

〃    総務部お客さまサービス推進室業務管理担当課長

〃    技術監理室監理課長

〃    技術監理室監理課担当課長

〃    水道部管理課担当課長

〃    下水道部計画課長

日下部    徹

橋本    悟

宮田    一行

合田    隆

菅原    淳之

中田    孝

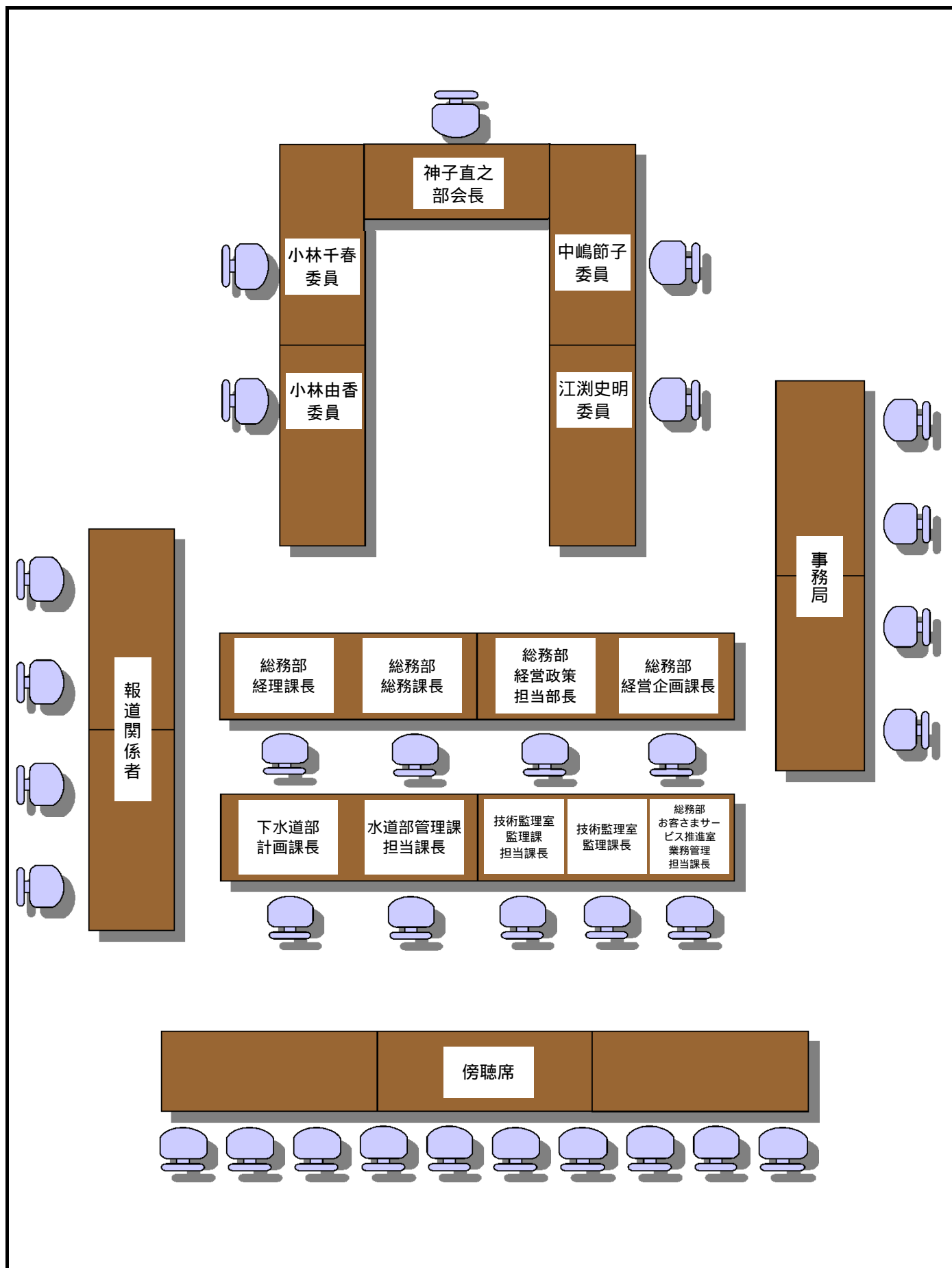
辻    明

山中    伸行

芝田    康夫

事務局    総務部経営企画課

## 第5回経営ビジョン策定検討部会 配席図



## 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

### （設置）

第 1 条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第 11 条第 2 項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （目的）

第 2 条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

### （所掌事項）

第 3 条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- （2）上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- （3）その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

### （組織）

第 4 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

### （委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員（以下「部会委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 委員長が指名する委員
  - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

## 経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領

### （設置）

第 1 条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱（以下「要綱」という。）

第 8 条第 1 項の規定に基づき経営ビジョン策定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （目的）

第 2 条 部会は，平成 30 年度以降の新たな経営ビジョンについて必要な検討を行い，京都市上下水道事業経営審議委員会に報告することを目的とする。

### （任期）

第 3 条 要綱第 8 条第 2 項に規定する部会委員の任期は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第 8 条第 2 項第 1 号に規定する者にあつては，同号の規定による指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第 8 条第 2 項第 2 号に規定する者にあつては，同号の規定による委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

### （会議の公開）

第 4 条 会議の公開に関する事項は，京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準じる。

### （報酬等）

第 5 条 部会委員に支払う報酬等に関する事項は，京都市上下水道事業経営審議委員会委員の報酬等に関する要領に準じる。

### （庶務）

第 6 条 部会の庶務は，上下水道局総務部経営企画課において行う。

### （補則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

### 附 則

この要領は，平成 29 年 3 月 23 日から実施する。

## 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

### （趣旨）

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### （会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### （公開の方法等）

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

### （傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- （3）酒気を帯びている者
- （4）その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
- (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

## 第 4 回経営ビジョン策定検討部会 議事録

日 時 平成 2 9 年 7 月 1 8 日（火） 午前 1 0 時から正午まで

場 所 京都市上下水道局本庁舎 別館 1 回研修室

出席者（本市職員を除き五十音順，敬称略）

## 1 委員

神子 直之 立命館大学教授（理工学部）  
小林 千春 同志社大学教授（経済学部）  
中嶋 節子 京都大学教授（大学院人間・環境学研究科）  
西村 文武 京都大学准教授（大学院工学研究科）  
江淵 史明 京都市上下水道局総務部経営ビジョン策定・防災担当部長

## 2 京都市上下水道局

総務部経営政策担当部長，総務部経営企画課長，  
総務部職員課人材育成担当課長，総務部お客さまサービス推進室業務管理担当課長，  
技術監理室監理課担当課長，水道部管理課担当課長，下水道部計画課長，  
事務局（総務部経営企画課）

## 次 第

## 1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認，会議の公開について

## 2 議 題

- (1) 次期経営ビジョンにおける事業等の方向性について
- (2) 次期経営ビジョンの施策体系について

## 3 閉 会

## 内 容（議題に係る主な意見）

- (1) 次期経営ビジョンにおける事業等の方向性について

## &lt; 全体に係る意見 &gt;

- 「1 背景・課題」には数値の記載がある一方で，この数値が今後どうなるのかという点が，事務局案からは見えてこない。目標の達成を目指して次期経営ビジョンを作成しているので，達成した結果どうなるのか，数値で記載できることがあるのであれば，示したほうが具体性という意味でよいと思う。
- 数値目標を示すことが最終目標ではなく，やり遂げることが目標であると思う。パフォ

ーマンスではなく、上下水道局ができる最大限がここという数値を示してもらった方が議論できると思う。

- 各項目において、関係している国や全市的な計画、基準などがあると思う。これらについて、「方針」ごとに「4 効果」の下にでも記載してみてもどうか。

<視点 「京の水をきずき みらいへつなぐ」に係る意見>

- 改築更新・耐震化について、事務局案 p4 の「視点」「方針 水をつくる」に記載されているが、この項目に記載すべきなのか。p12, 13 の「視点」「方針 強いまちをつくる(1)危機管理対策の強化」に入れてもよいのではないかと思う。
- 耐震化の話が複数の「方針」で出てくるが、一つにまとめる必要はないのか。また、耐震化そのものの「方針」を作ってもよいのではないか。
- 耐震化率は、必ず100%まで上げないと緊急時に対応できないものなのか。例えば、50%程度に上げておけば対応できるというような情報はないのか。急ぎで耐震化を進めるといった優先順位を示してほしい。
- 「視点」「方針 水をつくる」の業務指標「主要浄水場における安定取水確保率」について、必ず100%にしないと緊急時に対応できないものなのか。緊急時にどの程度の水を確保しなくてはならないというようなガイドラインがあったと思う。
- 事務局案 p12, 13 の「視点」「方針 強いまちをつくる」について、「強いまちをつくる」という言葉は、国土強靱化のイメージがある。近年の豪雨の降り方を見ても、これ以上施設を強くすることは限界があり、緊急時にどのように生活や経済活動を継続できるのかが大事になってくると思う。「しのぐ」といった視点から、何かあった際にどう対応していくかという内容を記載した方がいいのではないか。
- 事務局案 p18, 19 の「視点」「方針 みらいを考える(2)広域連携、国際貢献」について、次期経営ビジョンに「京都府内最大の事業体としてリーダーシップを発揮する」という態度を明らかにしていることは大事なことである。また、広域化に関して先行事例の調査・研究などは、小さな自治体ではできないので、京都府だけでなく京都市でも実施すると、府内の水道事業が持続可能なものになると思っており、そういった役割も期待している。
- 事務局案 p18 の業務指標について、連携というのは相互の活動なので、相手側も同じ認識を持っている必要があると思う。人事交流までいくと素晴らしいのではないか。
- 事務局案 p19 「3 主な事業等(取組項目)」の1ポツ目に広域化・広域連携の在り方の検討に当たって、外郭団体の自律化について触れているが、市民目線でみると、次期経営ビジョンに掲載することが妥当であるのか違和感がある。

<視点 「京の水で ところをはぐくむ」に係る意見>

- 「お客さま対応に関する満足度」について、上(「満足」「やや満足」)を増やすより、下(「やや不満」「不満」)を減らす方向に持っていく方がいいように思う。

- 窓口対応が「満足」や「やや満足」にならない理由として、“対応まで待たされた”ということがあると思うが、その理由を確認した方がいいと思う。また、対応への満足度よりも、総合的な満足度に係る指標の方が重要かと思うので、それがあれば掲載することも検討できると思う。調査の方法自体を検討してもいいかもしれない。
- 対応への満足度よりも製品（水道水）そのものへの満足度の方が重要な指標ではないかと思う。水に関する意識調査の報告書を見ると、製品（水道水）そのものへの満足度を示す指標があるようなので、次期経営ビジョン冊子のどこかに入れてもいいのではないか。
- 水に関する意識調査の設問への回答から、顧客の要望はある程度明らかになっていると思う。満足度の向上よりも、これらの顧客の要望に対してどう対応するのかということに記載した方がいいのではないか。その上で、要望に対して取り組んだ内容が何件という指標を示してはどうか。
- 事務局案 p22, 23 の「視点」「方針 人とふれあう(2)広報・広聴」について、背景・課題等では水に関する意識調査について触れているが、本調査によると市民は「水道水の水質、安全性に関する情報」や「水道料金に関する情報」について知りたいという人が多いとの結果が出ている。今後の方針や具体的な取組項目についても、市民の意見を反映して具体的に記載した方がいいのではないか。
- 事務局案 p26, 27 の「視点」「方針 まちをゆたかにする(2)環境」について、水そのもので環境に貢献するような項目を記載しなくてもよいのか。また、上下水道局で行っている環境教育や水教育などの取組を記載すればよりよいのではないかと思う。
- 同「方針」のタイトルは「環境」でよいのか。省エネや汚泥の利用などについて掲載されているが、タイトルと内容が合致しないように思う。少し長いが「循環型社会を考える」「持続可能な社会を考える」などのタイトルはどうか。
- 京都市でも行っている上水汚泥を下水処理場で処理する取組は、省エネ効果とコストダウンの効果があると思うので、アピールポイントとしてはどうか。

#### <視点 「京の水を ささえつづける」に係る意見>

- 事務局案 p28, 29 の「視点」「方針 水を担う」について、担い手は現場の技術者だけではなく、市民も含むと思うので、その観点も検討してもらえればと思う。
- 事務局案 p30, 31 「視点」「方針 基盤をつくる」について、基盤を「つくる」というタイトルでは基盤がないという印象を与えかねない。基盤を「固める」などの表現の方がよいのではないか。

## (2) 次期経営ビジョンの施策体系について

### <(1)「基本理念」に係る意見>

- 現行の「京の水をあすへつなぐ」を引き継ぎつつ「京の水からあすをつくる」を基本理念とするとの記載があるが、「引き継ぎつつ」とはどういう意図なのか。現行の経営ビジョンと次期経営ビジョンの違いの説明があった方がよいと思う。

- 文書が分かりにくい箇所や説明が不十分な箇所があるので、再度、検討してほしい。

<(2)「取組の構成」に係る意見>

- 「視点」ごとの説明があるが、とりわけ「視点」の説明が「(3) 視点・方針」以降の文章と整合性が取れていないこともあり、この文章は必要なのか検討してほしい。

<(3)「視点・方針」に係る意見>

- 「目指す将来像」について、あってもよいが項目が多くなると覚え辛くなるように思うので、書き方を検討してほしい。
- 「視点」の「目指す将来像」について、4 ポツ目に「生命に危機を及ぼす浸水被害が発生しない」とあるが、財産が損害を受ける浸水被害からは守らなくていいのか。必要があれば修正してほしい。
- 「視点」「方針 きれいにする」について、「大阪湾の水環境を保全します」との記載があるが、京都市が大阪湾の環境に与える影響はそこまで大きくないように感じ、大阪湾では表現が大きすぎるように思う。
- 「視点」「方針 ふれあう」について、「ふれあう」でよいのか。市民と触れ合うという時代なのか、今の時代に合うのは市民と協働していくというイメージだと思う。
- 先ほど指摘があった「視点」「方針 基盤をつくる」については、「ささえる」に変わっており、改善されているように思う。

(以 上)

# 上下水道局の次期経営ビジョン骨子案

について市民の皆さまからの御意見を募集します



上下水道局マスコットキャラクター  
ホタルの澄都（すみと）くん

上下水道局マスコットキャラクター  
ホタルのひかりちゃん



本市では、平成 11 年 12 月に策定した「京都市基本構想」を具体化する第 2 期の基本計画として、平成 23 年度から 10 年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を策定し、事業等を進めています。

こうした基本構想や計画の下、上下水道局では、水道事業及び公共下水道事業の経営戦略として「京（みやこ）の水ビジョン」を策定（平成 19 年）し、その前後期各 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業中期経営プラン」により着実に事業を進めてきました。

一方、節水型社会の定着や人口減少により水需要が減少する（収入が減少する）とともに、管路や施設の老朽化が更に進む（必要となる事業費が増大する）など、**今後の経営環境は大変厳しい見通し**となっています。また、地震や大雨等の災害への備え、多様化するお客さまニーズへの対応や、これまでに培ってきた技術の継承など、事業を取り巻く課題は山積しています。

このような状況にあっても、市民の皆さまとともに、生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を **50 年後、100 年後の未来にしっかりとつなぎ、安全・安心を守り続ける**ために、平成 30 年度以降の基本理念や取組をまとめた次期経営ビジョンを策定します。

## <目 次>

|                   |   |                              |    |
|-------------------|---|------------------------------|----|
|                   | 1 | 次期経営ビジョンについて・・・・・・・・・・       | 1  |
|                   | 2 | 現在の「京（みやこ）の水ビジョン」の取組・・・・・・・・ | 2  |
|                   | 3 | 事業を取り巻く背景・課題・・・・・・・・・・       | 3  |
| 今後 10 年間の方向性と取組内容 | 4 | 基本理念と取組の構成・・・・・・・・・・         | 6  |
|                   | 5 | 取組の方向性・・・・・・・・・・             | 9  |
|                   |   | 視点① 京の水をみらいへつなぐ・・・・・・・・      | 9  |
|                   |   | 視点② 京の水でこころをはぐくむ・・・・・・・・     | 13 |
|                   |   | 視点③ 京の水をささえつづける・・・・・・・・      | 15 |
|                   | 6 | 実施計画の策定と継続的な改善・・・・・・・・       | 17 |
|                   | 7 | 今後の予定・・・・・・・・・・              | 17 |
|                   | 8 | 御意見の募集内容及び応募方法・・・・・・・・       | 18 |



# 1 次期経営ビジョンについて

## (1) 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。  
また、経営ビジョンの実施計画として、前後期各 5 箇年の中期経営プランを策定し、事業を推進します。

## (2) 計画の位置付け

次期経営ビジョンは、京都市基本構想を受けた部門別計画である京都市基本計画に対する政策分野ごとの計画（分野別計画）として位置付けます。また、中期経営プランとあわせて、本市の水道事業及び公共下水道事業の「経営戦略」とします。

### 京都市基本構想（グランドビジョン）

21 世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想

<平成 13（2001）～平成 37（2025）年>

### 京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市の観点から取り組む主要な政策を示す計画

「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」（第 2 期）

<平成 23（2011）～平成 32（2020）年度>

## 水道事業及び公共下水道事業の分野別計画

H20  
(2008)

H30  
(2018)

H39  
(2027)

京（みやこ）の水ビジョン  
京都市上下水道事業 10 年ビジョン(2008-2017)



皆さまから御意見を  
頂き策定します

上下水道局の  
次期経営ビジョン  
(平成 30～39 年度)



## 2 現在の「京（みやこ）の水ビジョン」の取組

### （１）「京（みやこ）の水ビジョン」について

平成 20 年度からの 10 年間に取り組むべき課題や目標をまとめた「京（みやこ）の水ビジョン」では、「安全・安心」、「環境・くらし」、「安定・維持向上」、「サービス」、「経営」のキーワードを基本とした 5 つの施策目標を掲げ、事業を計画的に進め、安全・安心で市民の皆さまに信頼されるサービスの提供に努めてきました。

### （２）「京（みやこ）の水ビジョン」における主な取組について

（丸囲みの数字は年度を表す。〈例〉⑲ → 平成 19 年度）

#### 【安全・安心】毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します

- ・ 管路や施設の耐震化【水道主要管路の耐震適合性割合 37.7%→⑲予定 49.5%、下水道管路地震対策率⑳58.9%→㉑予定 88.4%】
- ・ 市内北部エリアの事業・防災拠点「太秦庁舎」の整備
- ・ 雨水幹線整備等の浸水対策を推進【雨水整備率(10 年確率降雨) 15.1%→㉑予定 28.0%】
- ・ より安全・安心で良質な水道水を供給するための鉛製給水管の取替えを推進

#### 【環境・くらし】環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

- ・ 水環境を保全するため、下水の高度処理<sup>※1</sup>や合流式下水道の改善<sup>※2</sup>を推進  
【高度処理人口普及率 45.9%→㉑予定 53.2%、合流式下水道改善率 25.2%→㉑予定 66.2%】
- ・ 市内北部地域の下水道整備完了
- ・ 大規模太陽光発電設備設置等の低炭素・循環型まちづくりへの貢献

#### 【安定・維持向上】将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます

- ・ 山ノ内浄水場の廃止（4 浄水場体制から 3 浄水場体制へ移行）や吉祥院水環境保全センターの鳥羽水環境保全センターへの統合など、施設規模の適正化を実施
- ・ 水道配水管更新のスピードアップ（更新財源を確保するため、平成 25 年度に水道（9.6%）及び下水道（△3.0%）で 3.7%の料金・使用料改定を実施）【更新率㉑0.5%→㉑予定 1.2%】

#### 【サービス】皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します

- ・ 営業所の抜本的再編（9 営業所から 5 営業所へ）を進める一方、区役所・支所における臨時相談窓口の設置等の積極的に行動するサービスを展開
- ・ 「利き水」などのイベントや、京の水飲みスポット（水飲み場）の設置、ミスト装置の普及等を通じて水道水の利用を促進

#### 【経営】経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います

- ・ 施設規模の適正化や民間活力の導入による事業の効率化【職員定数㉑1,399 人→㉑予定 1,249 人】
- ・ 事業の効率化による経費の節減に加え、山ノ内浄水場の跡地をはじめとする保有資産の有効活用を推進し、財政基盤を強化【企業債残高 5,900 億円→㉑予定 4,669 億円】
- ・ 平成 29 年度から山間地域の上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合

※1 下水の高度処理 … 通常の処理では十分除去できない窒素やりんなどを除去する処理

※2 合流式下水道の改善 … 合流式下水道（汚水と雨水を同じ管で集める方式）では、大雨時に汚水の混じった雨水が河川等へ放流されますが、それを改善するため、貯留幹線の整備等を行っています。



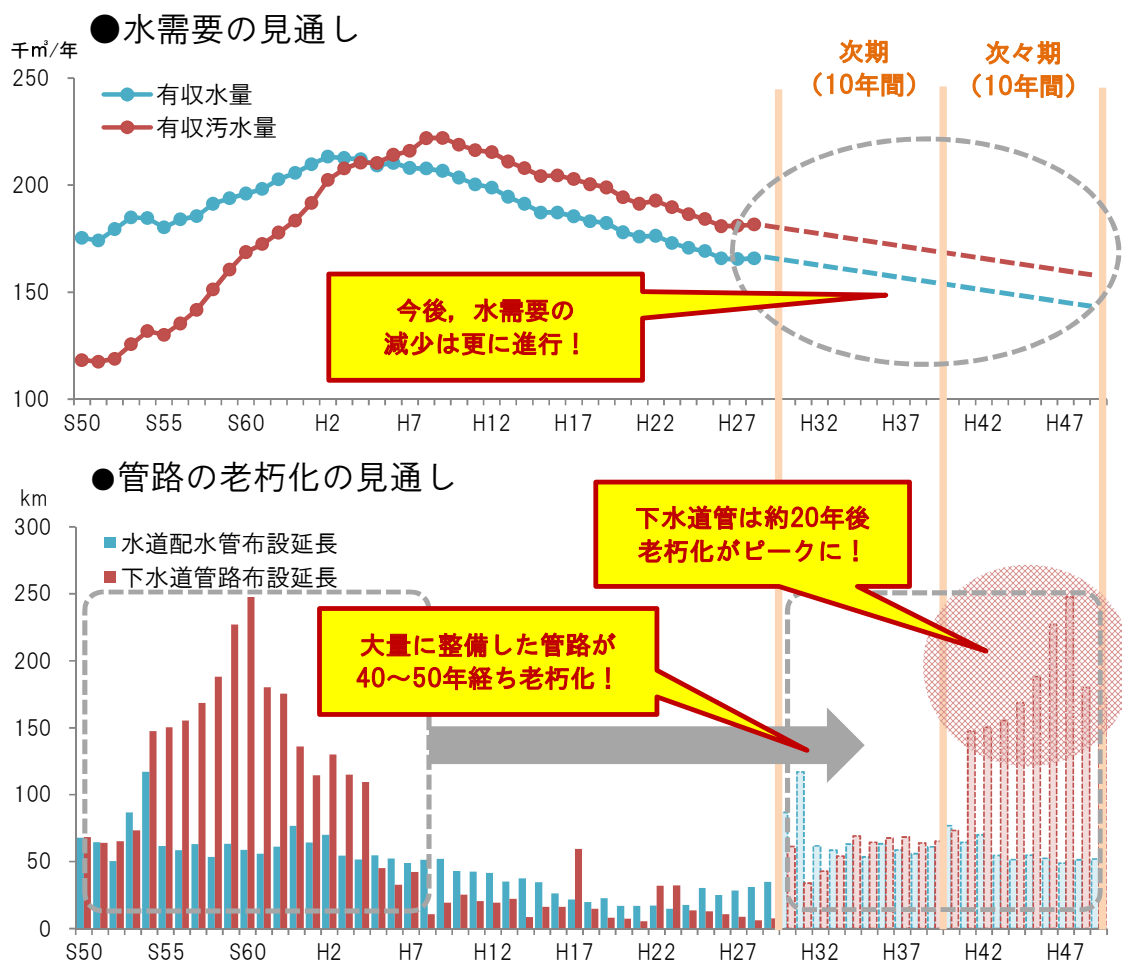
### 3 事業を取り巻く背景・課題

#### (1) 厳しさを増す経営環境（水需要の減少と管路や施設の老朽化）

節水型社会の定着により、本市の水需要は減少傾向が続いています（ピーク時と比較すると約 20%の減）。今後、人口減少により、水需要の減少が更に進み、事業運営のための貴重な財源である水道料金及び下水道使用料収入の確保が困難となることが見込まれています。

また、管路や施設の老朽化も深刻な課題となっています。特に水道管路（配水管）については、平成 25 年度以降、更新のスピードアップを図るなど、着実に更新を進めているところですが、約 20 年後には、水道管路（配水管）の約 8 割、下水道管路の約 7 割が老朽化する（法定耐用年数を超える）見通し※です。皆さまに安心して水道・下水道を御利用いただくためには、老朽化した管路や施設の更新を着実に進めていく必要がありますが、これらの更新には莫大な事業費が必要となります。

このように、**事業を取り巻く経営環境は、収入が減少する一方で、必要な事業費（支出）が増大するという大変厳しい見通し**ですが、こうした状況にあっても、市民の皆さまの生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を、50 年後、100 年後の未来にしっかりとつないでいくためには、施設の長寿命化や経営の効率化、新たな収入源の確保などを長期的な視点に立って着実に進めていかなければなりません。しかしながら、これらの取組を行ってもなお事業運営が困難となる場合には、水道料金や下水道使用料の改定についても検討する必要が生じます。



※ 仮に、このまま更新を行わなかった場合の試算結果

## （２）大規模災害等を機に高まる防災・危機管理の重要性

東日本大震災や熊本地震では、大規模地震発生時に水道・下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさが再認識されました。本市においても、花折断層を震源とする大地震が発生すると予測されています。また、近年の台風や局地的な豪雨等を受けて、浸水被害を軽減するための対策の重要性が高まっています。

これらを踏まえ、水道・下水道の管路や施設の耐震化、雨水幹線の整備等のハード面での対策を進めることはもとより、防災訓練の実施や飲料水の備蓄等、市民の皆さまとともに取り組むソフト面での対策を含め、都市レジリエンス※の構築に向けて、これまで以上に防災・危機管理の取組を進めていく必要があります。

※ 災害や混乱等に耐え、可能な限り早急に復旧し、より強靱になることを目指す都市を「レジリエント・シティ」と呼び、アメリカの慈善事業団体であるロックフェラー財団により、平成 28 年 5 月、本市を含む世界 37 都市が選定されました。



東日本大震災による水道管の継ぎ手離脱



平成 26 年 8 月の大雨による浸水被害

## （３）安全・安心な水道水の供給と水環境の保全

本市の水源である琵琶湖の水質は、国や滋賀県等の取組により、以前に比べ、安定した状況が保たれています。しかしながら、毎年のように植物プランクトンによるおおいの発生等が続いていることから、引き続き琵琶湖の水質の動向を注視しつつ、最適な浄水処理を行い、水質管理を徹底する必要があります。



また、本市は、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市であり、市内河川の水環境はもとより、下流域に位置する都市の水道水源や、大阪湾、瀬戸内海の水環境を保全する上で重要な役割を担っています。その役割を果たすために、今後も、合流式下水道の改善対策を進めるとともに、下水の処理水質の維持・向上に努める必要があります。

## （４）環境負荷の少ない低炭素・循環型まちづくりの実現

地球温暖化が世界的な喫緊の課題として認識される中、環境対策の重要性が高まっており、多くのエネルギーを消費する事業者として、低炭素・循環型まちづくりに向けて、積極的に貢献していく必要があります。「水に関する意識調査」（平成 27 年度）においても、約 90%の方から、環境保全活動について「力を入れる必要がある」との回答（具体的事項として「再生可能エネルギーの活用」が 56%で最多）を頂いています。

## （５）お客さま満足度の更なる向上

本市では、これまでの間、電話やファックス、インターネットによる給水申込受付を導入するなど、お客さまに負担をかけない、利用しやすい仕組みづくりを進めてきた結果、営業所に来所される機会は減少（平成 19 年度から約 75%減）しています。一方で、水道・下水道の使用者数は増加傾向にあるほか、「水に関する意識調査」（平成 27 年度）では、お客さま対応の向上やインターネットを利用したサービスの充実に関する要望を頂いているなど、今後も、多様化するお客さまニーズへの的確に対応していく必要があります。

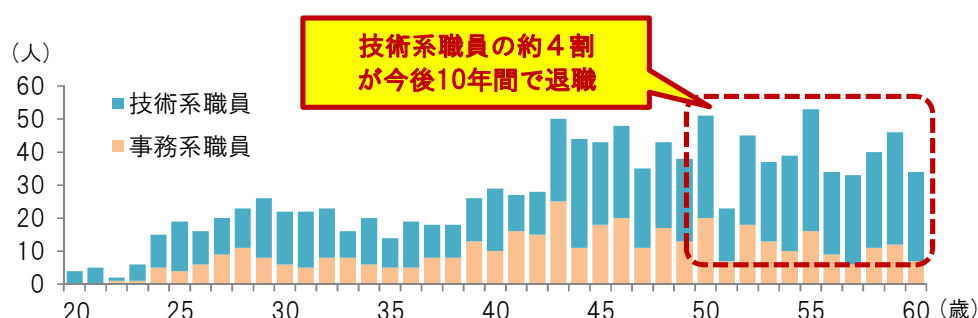
また、厳しい経営環境見通しの中にあっては、市民の皆さまに個々の事業の必要性や経営情報をわかりやすくお伝えし、御理解いただくための広報活動がより一層重要となります。同調査において、上下水道局の広報活動をよく知っていただいている方ほど水道事業及び公共下水道事業に対する満足度が高い結果が得られていることを踏まえ、今後も、「伝える力」を発揮して、積極的に広報・広聴活動を展開していく必要があります。

## （６）職員の育成及び技術継承

上下水道局は、事業を担う職員の「職員力」を向上し続けるために、常に職員の育成を進めていく必要があります。

特に、技術系職員については、今後 10 年間に約 4 割が退職する見込みとなっており、水道事業及び公共下水道事業を支えてきた職員が有する熟練した技術力を、次世代にしっかりと伝えていくための技術継承が重要な課題となっています。

年齢ごとの職員数（平成29年7月時点）



## （７）求められる役割の多様化

文化庁の京都への全面的移転方針など、文化・観光振興の気運が一層高まる中、本市では、「京都文化芸術都市創生計画」（第二期）を策定し、「世界の文化首都・京都」として、文化芸術を基軸に産業、まちづくり等のあらゆる分野と融合した多彩な取組を全庁的に展開しています。

また、近隣の事業体においても水需要の減少や施設の老朽化等の課題を抱える中で、府内唯一の政令市かつ最大規模の事業者として、本市上下水道局が果たす役割の重要性が高まっています。

これらを踏まえ、今後の本市の水道事業及び公共下水道事業には、安全・安心な水道水をつくり、下水をきれいにして川へ返すといった基本的な役割をしっかりと果たすことはもとより、幅広い視野を持って、多様な役割を果たすことが求められています。



## 4 基本理念と取組の構成

### (1) 基本理念

# 京の水からあすをつくる

明治の先人たちが、たえまない努力で築き上げた琵琶湖疏水から始まった本市の水道事業は 100 年以上、そして公共下水道事業は 80 年以上、市民の皆さまの生活を支え続けてきました。

本市の水道・下水道は、市民の皆さまの文化的・衛生的な生活を支えることはもとより、地震や大雨等の災害からまちとくらしを守り、大自然が営む健全な水循環の中で、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として下流域も含めた水環境を保全するなど、幅広い役割を担っています。

今後、事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが見込まれますが、このような状況においてこそ、水道・下水道の基本的な役割をしっかりと果たしつつ、長期的な視点かつ幅広い視野で目指す将来像を描き、その実現に向けて着実に取組を進める必要があります。

これらのことを踏まえ、本ビジョンでは、市民の皆さまの生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を、50 年後、100 年後の将来にわたって守り続けられるよう、「京（みやこ）の水ビジョン」の基本理念である「京の水をあすへつなぐ」の考え方をしっかりと受け継ぎつつ、**市民の皆さまとともに、将来像の実現を目指す私たち上下水道局の決意を込めて、「京の水からあすをつくる」**を基本理念としました。

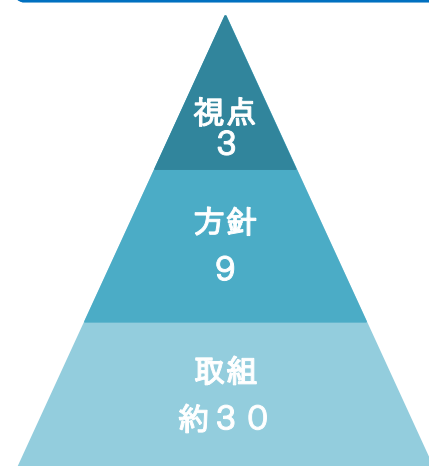
### (2) 取組の構成

次期経営ビジョンでは、基本理念「京の水からあすをつくる」に基づき、「京の水をみらいへつなぐ」、「京の水でこころをはぐくむ」、「京の水をささえつづける」の 3 つの「視点」を掲げます。

また、それぞれの視点には、本ビジョンの計画期間である 10 年間の更に先まで見据えた「目指す将来像」を掲げます。

そして、「目指す将来像」の実現のため、視点に対して 9 つの「方針」を掲げ、これらの下、約 30 の取組を体系的に構成します。

# 京の水からあすをつくる



(基本理念) 京の水からあすをつくる

## 視点① 京の水をみらいへつなぐ

私たち上下水道局は、安全・安心な水道水をつくり、下水をきれいにして川へ返すまでの基本的な役割について、しっかりと責任を果たすとともに、市民の皆さまと協働して地震や大雨等の災害をしのぎ、まちとくらしを守ります。

そして、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、下流域に位置する都市の水道水源や、大阪湾、瀬戸内海の水環境を保全するとともに、周辺事業者との連携の強化を図るなど、京の水を“みらいへつなぐ”ために、挑戦し続けます。

### 目指す 将来像

- ・安全・安心な水道水をいつでも安定して利用できる
- ・衛生的な生活と良好な水環境がいつまでも守られている
- ・大規模地震が起こっても、水道・下水道を利用できる
- ・大雨が降っても、浸水から生命・財産が守られている
- ・周辺地域や海外を含め、広い視野で事業が運営されている

## 視点② 京の水でこころをはぐくむ

私たち上下水道局は、水道・下水道に関する情報を市民の皆さまに分かりやすく伝え、皆さまの声を受け止め、ニーズに対応したサービスを提供し、期待に応え続けることはもとより、京都ならではの「こころの創生」を重視し、文化や景観、そして地球環境に配慮した“こころをはぐくむ”事業運営に努めます。

### 目指す 将来像

- ・一人一人のお客さまが安心して水道・下水道サービスを受けられる
- ・京の水を支える琵琶湖疏水の魅力がいつまでも継承され、文化や景観と融合した京都ならではの事業が展開されている
- ・地球環境への負荷を最小限に抑え、事業が運営されている

## 視点③ 京の水をささえつづける

私たち上下水道局は、市民の皆さま、そして水道・下水道に携わる事業者の皆さまとともに、50年後、100年後の将来にわたって“京の水をささえつづける”ため、これまで培ってきた技術を実実に次世代へと継承しつつ、長期的な視点に立ち、安定した経営を行います。

### 目指す 将来像

- ・上下水道局の職員、市民や事業者の皆さまが一体となり、京の水道・下水道が守り続けられている
- ・企業債（借金）に過度に依存せず、世代間の公平性が保たれており、健全な財務体質により事業が運営されている

方針① つくる

琵琶湖から蛇口までの水質管理を徹底し、安全・安心な水道水をつくります

方針② はこぶ

老朽化した管路の更新と耐震化を進め、水道水を安定してお届けし、下水を確実に集めます

方針③ きれいにする

下水をきれいにして川へ返し、市内河川や下流域の水環境を保全します

方針④ まもる

市民の皆さまとともに、地震や大雨などの災害から、まちとくらしを守ります

方針⑤ いどむ

新しい技術を取り入れながら、周辺地域や海外を含めた広い視野で、未来に向けた挑戦を続けます

方針① こたえる

市民の皆さまの声をしっかりと受け止め、期待に応え続けます

方針② ゆたかにする

琵琶湖疏水の魅力を高め、地球環境にやさしい事業運営により、まちやこころをゆたかにします

方針① になう

これまで培ってきた技術をしっかりと継承し、京の水の担い手を育て、きずなを強めます

方針② ささえる

50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって京の水を支え続けます



## 視点① 京の水をみらいへつなぐ（１）

## 方針① つくる

琵琶湖から蛇口までの水質管理を徹底し、安全・安心な水道水をつくります

## 取組①

水道水の安全性を保持するため、水源（琵琶湖）から蛇口までの水質管理の徹底を図ります。



- ・ 水質監視装置の更新・拡充による水質監視の強化
- ・ 原水の動向や給水への影響が危惧される化学物質の調査を実施
- ・ 水安全計画の継続的な運用（危害原因事象の分析・評価，危害の未然防止，危害発生時には迅速・的確な対応）

## 取組②

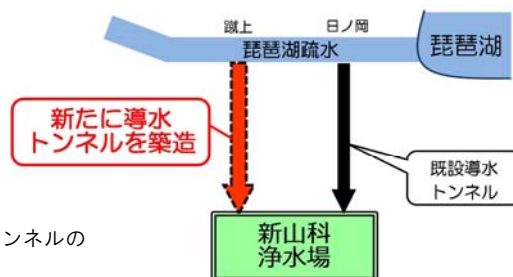
安全・安心な水道水を安定的に供給するために、原水の水質に応じた最適な浄水処理を行うとともに、適切な施設の維持管理と運転管理を行います。

- ・ 従来よりも臭気（におい）を除去する能力に優れた高機能な粉末活性炭の活用など，浄水処理機能の充実とともに，高度浄水処理 施設の導入についても検討を継続
- ・ 施設機能を保持するために，施設の順位付けを行い，効率的・効果的な改築更新，維持管理を実施

## 取組③

地震等災害時においても、安定して水道水をつくり続けるために、基幹施設の改築更新・耐震化を実施します。

- ・ 建設から約 50 年が経過した新山科浄水場導水トンネルの更新
- ・ 配水池等の基幹施設について，将来の施設規模を考慮した改築更新・耐震化



新山科浄水場導水トンネルの改築更新イメージ

## 方針② はこぶ

老朽化した管路の更新と耐震化を進め、水道水を安定してお届けし、下水を確実に集めます

## 取組①

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、配水管等の漏水調査や修繕作業など維持管理を適切に行います。

- ・ 計画的な漏水調査や漏水修繕の実施
- ・ 漏水やにごり水が発生した場合でも，迅速に対応するため，緊急体制を強化



漏水等に伴いにごり水が発生した場合の洗管作業の様子

※ 高度浄水処理 … 通常では除去が困難な臭気物質等を取り除くための処理

## 取組②

ライフサイクルコスト※<sup>1</sup>の縮減と更新事業費の平準化を図りながら、老朽化した配水管の更新にあわせて耐震化を推進します。



配水管の更新（耐震化）の様子

- ・ 配水管の更新・耐震化の推進（平成 32 年度以降，更新率 1.5%を目指します。）
- ・ 大規模災害による断水発生を最小限に留めるために連絡幹線配水管を整備
- ・ 将来の水需要を見据えた配水管の口径の最適化など，配水管網の再構築

## 取組③

蛇口から安全な水道水をお届けするために，適切な指導・助言を引き続き実施し，給水サービスの向上を図ります。

- ・ 指定給水装置工事事業者への適切な指導
- ・ 受水槽の適正な維持管理の啓発と直結式給水の勧奨

## 取組④

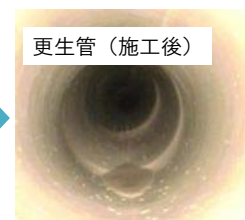
下水道管について，日常的な巡視，点検，調査等，予防保全※<sup>2</sup>を重視した維持管理に取り組みます。

- ・ 予防保全と事後保全<sup>3</sup>を適切に組み合わせた維持管理を実施
- ・ 優先的に点検・調査を行う下水道管を選定し，効果的・効率的な維持管理を実施

## 取組⑤

老朽化した下水道管や重要な管路について，優先的に長寿命化，更新及び耐震化を進めます。

- ・ 布設年度が古く，破損等のリスクが高い管路を対象に，布設替えや管更生による長寿命化，更新を実施
- ・ 緊急輸送路に布設された管路や避難所の排水を受ける管路等，地震時においても社会・経済活動や市民生活を維持する上で重要な管路の耐震化を実施



既設下水道管を使用した更生（長寿命化）  
（古くなった管の内側に新しい管となる素材を入れる）

## 取組⑥

適切に下水道をお使いいただくため，お客さまへの啓発や勧奨を，引き続き実施します。

- ・ 未水洗家屋の解消に向け，水洗便所の設置に係る助成金制度を活用し，水洗化の勧奨を推進
- ・ 届出指導，立入検査及び水質検査による工場・事業場排水の監視及び指導

※<sup>1</sup> ライフサイクルコスト … 施設における新規整備・維持修繕・改築・処分を含めた生涯費用

※<sup>2</sup> 予防保全 … 不具合が発生する前に対策を行う管理手法 ※<sup>3</sup> 事後保全 … 不具合が発生してから対策を行う管理手法



## 視点① 京の水をみらいへつなぐ（2）

## 方針③ きれいにする

下水をきれいにして川へ返し，市内河川や下流域の水環境を保全します

## 取組①

予防保全を重視した施設の維持管理に取り組むとともに，下水の高度処理や適切な水質管理により，琵琶湖・淀川水系の水環境を保全します。



- ・ 水環境保全センターの主要施設について，点検整備計画に基づく定期整備の実施
- ・ 処理水質の維持・向上に向けた，水質管理計画に基づく水質管理の実施
- ・ 下水の高度処理の実施や，効率的・効果的な運転管理の調査・研究の実施

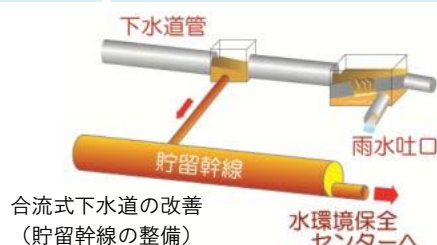
## 取組②

健全度や優先度を踏まえた長寿命化や更新，重要施設の耐震化を進め，流入汚水量の状況や改築の時期等を見据えて施設規模の適正化を実施します。

- ・ 健全度や重要度に応じた優先順位を設定し，長寿命化や更新を計画的に実施
- ・ 地震時においても維持すべき重要な機能を有する施設について，優先的に耐震化を実施
- ・ 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所に流入する汚水を，鳥羽水環境保全センターへ段階的に切り替え，吉祥院支所の処理機能を縮小（施設規模の適正化）

## 取組③

市内河川や下流域の水環境を保全するため，合流式下水道の改善対策を進めます。



- ・ 大雨時に河川に流出する汚水の混じった雨水を削減するため，貯留幹線を整備
- ・ 既存の施設を効果的に運用し，雨天時における河川への放流水質をより一層改善
- ・ 平成 35 年度までに合流式下水道の改善対策を完了

## 方針④ まもる

市民の皆さまとともに，地震や大雨などの災害から，まちとくらしを守ります

## 取組①

危機事象に対応するため，上下水道局として危機管理の在り方を構築し，災害に強い施設整備や体制の強化を進めます。

- ・ 市内南北 2 エリアを所管する事業・防災拠点の整備推進により，機動的な危機管理体制を構築  
(市内北部エリアの拠点は平成 29 年 7 月に開庁した「太秦庁舎」)
- ・ 管路や施設の耐震化に加え，災害発生時に確実に飲料水を供給できる施設や災害用マンホールトイレの整備を継続して実施

マンホールトイレ（イメージ）



## 取組②

市民の皆さまが自らの安全を守るために取り組む「自助」、地域や企業などで助け合う「共助」の取組により、災害対応力の強化を図ります。

- ・ 市民の皆さまや他都市と連携した実践的な防災訓練の実施
- ・ 市民の皆さまの防災意識を向上させるため、仮設給水栓の配備状況を積極的に広報するなど、災害対策に係る取組の周知を実施
- ・ 飲料水の備蓄率の向上に向けた取組を実施

応急給水訓練の様子



## 取組③

「雨に強いまちづくり」を実現するために、雨水幹線等の整備をはじめ、市民・事業者の皆さまとも連携した浸水対策を進めます。



雨水幹線（施工中）の内部の様子

- ・ 市内中心部の浸水安全度を更に向上させるとともに、既存幹線の改築時や非常時のバイパス機能を確保するために、新たな基幹幹線（鳥羽第3導水きょ）を整備
- ・ 過去に浸水した地域や浸水の危険性が高い地域に雨水幹線や雨水の取込施設等を整備
- ・ 助成金制度を活用しながら、市民・事業者の皆さまに対して雨水貯留施設等の普及促進を実施

## 方針⑤ いどむ

新しい技術を取り入れながら、周辺地域や海外を含めた広い視野で、未来に向けた挑戦を続けます

### 取組①

あらゆる業界や研究機関と連携し、ICT等の新技術の活用や施設の効率的な運用に向けた調査・研究を進めます。

- ・ 新たな浄水処理・下水処理技術や下水道資源の有効活用、水道スマートメーターをはじめ、人工知能（AI）を含めたICT（情報通信技術）の活用に係る調査・研究の実施
- ・ 民間企業や大学等の外部機関との共同研究の実施、研究成果等の外部への発信

### 取組②

京都府や関係市町村との連携を図り、広域化・広域連携に係るリーダーシップを発揮し、検討を先導します。

- ・ 府内各事業体との情報交換や技術支援（業務の共同化や本市研修施設の活用等）の充実
- ・ 府下市町村が一体となった危機管理体制の検討
- ・ 近隣事業体を含めた施設規模の適正化の調査・研究
- ・ 流域関係者とのパートナーシップによる琵琶湖・淀川流域全体の水環境保全

### 取組③

本市が持つ水道・下水道に係るノウハウや技術力を生かした国際協力を積極的に推進し、世界における水道・下水道の発展に貢献します。

- ・ 海外研修生の受け入れ及び本市職員の現地への派遣



## 方針① こたえる

市民の皆さまの声をしっかりと受け止め、期待に応え続けます

### 取組①

営業所を東西南北の4箇所体制とし、地域における総合窓口・情報発信拠点としてサービスから危機管理に至る幅広い役割を果たします。

- ・ 市内東西南北の4営業所体制の構築（現在、東部・北部・西部・左京・南部の5営業所。今後、北部と左京を統合）
- ・ 営業所を、新たな機能（水道・下水道に係る各種制度・施策を営業所が積極的に推進）や役割（上下水道局の防災・危機管理体制における地域の特性を踏まえた防災拠点）を担う組織として再構築



### 取組②

お客さまへの訪問やアンケート調査を充実させ、お客さまニーズをこれまで以上に的確かつ詳細に分析・把握します。

- ・ 大口使用者や地下水等利用専用水道使用者への訪問の実施
- ・ 増加している集合住宅のお客さまに対する新たなサービスの検討
- ・ 水道・下水道に関するお客さま情報の一元化を図り、ニーズを的確かつ迅速に把握・分析

### 取組③

インターネット等を利用したサービスを充実させるとともに、将来のお客さまサービスの在り方についても研究を重ねます。

- ・ インターネットを利用した手続の拡充や、水道使用水量等を閲覧できるサービスの開始
- ・ 新しい視点でのサービスの実現に向けた検討

### 取組④

戦略的な広報・広聴活動を展開し、市民の皆さまの事業への理解・関心を高め、ひいては事業に対する満足度の更なる向上を目指します。

- ・ 「水に関する意識調査」や各事業でのアンケート結果などを基に、対象や媒体（手段）、内容を効果的に組み合わせた体系的な広報・広聴戦略を構築
- ・ 次代を担う子ども達や、「水に関する意識調査」において、事業に対する満足度が比較的低い子育て世代を対象とした広報活動を重点的に展開
- ・ 産学公連携による、市民協働の観点を取り入れた参加型・体験型の広報活動を展開
- ・ 「水に関する意識調査」、上下水道モニターなど様々な手法による広聴活動を実施



水道水と市販のミネラルウォーターを飲み比べる「利き水」



子ども向け水道水PRプログラム「わくわく すいどうひろば」



「京（みやこ）の駅ミスト」（京都駅前バスのりば）

## 方針② ゆたかにする

琵琶湖疏水の魅力を高め、地球環境にやさしい事業運営により、まちやこころをゆたかにします

### 取組①

「世界の文化首都・京都」として、京都における産業の近代化の歩みを物語る琵琶湖疏水の魅力発信を進め、文化や景観、観光振興に貢献します。

- ・ 「琵琶湖疏水」の保存と維持管理（石積補修，疏水路全般の管理及び整備）
- ・ 平成 30 年度から本格事業化する通船事業について，疏水路の施設管理者として運営を支援し，疏水建設の意義や魅力を発信
- ・ 疏水沿線に点在する史跡や近代化産業遺産（蹴上インクライン，蹴上浄水場等），旧御所水道ポンプ室の有効活用
- ・ 「明治 150 年」の取組として，本市の水道事業の礎を築いた先人の偉業を広く発信するため，琵琶湖疏水記念館を開館 30 周年（平成 31 年）に合わせリニューアル



琵琶湖疏水通船復活試行事業  
（四ノ宮船溜付近（山科区））



蹴上浄水場第 1 高区配水池  
（外観を保存する工法による改築更新の様子）



琵琶湖疏水記念館

### 取組②

京都議定書誕生の地として，創エネルギーや，省エネルギーの取組を実践することにより，持続可能な低炭素社会の実現に貢献します。

- ・ 太陽光発電や小水力発電等の創エネルギーの取組を継続実施
- ・ 省エネルギー・高効率機器の導入や効率的な運転管理による消費エネルギーの削減
- ・ 環境にやさしい取組とその効果を，市民の皆さまに広く知っていただくため「環境報告書」を継続して作成

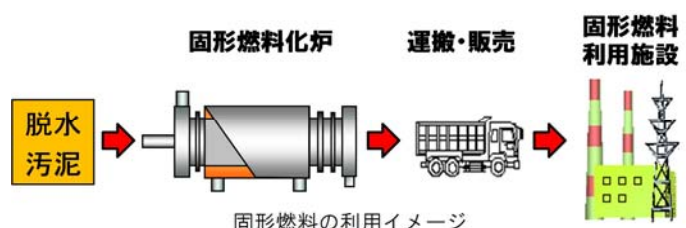
大規模太陽光発電設備（鳥羽水環境保全センター）



### 取組③

下水道資源の更なる有効活用を進め，地球環境にやさしい循環型まちづくりに貢献します。

- ・ 現在は焼却して埋立処分している下水汚泥を固形燃料化するための施設を整備（生成した固形燃料をエネルギー資源として火力発電所等で燃料の一部として有効活用）
- ・ 再整備した汚泥消化タンクにより，消化ガス発生量を倍増させ，都市ガスの代替燃料として有効活用
- ・ 脱水汚泥，焼却灰のセメント原料化を継続実施





## 視点③ 京の水をささえつづける

### 方針① になう

これまで培ってきた技術をしっかりと継承し、京の水の担い手を育て、きずなを強めます

#### 取組①

あるべき職員像を掲げ、技術継承やお客さま応対力向上の取組などを強化することにより、事業を支え続ける職員を育成します。

- ・ 技術力向上・技術継承に係る取組の実施（体験型研修施設を活用した効果的な実技研修，危機管理能力向上のための研修など）
- ・ 「聴く力」・「受け止める力」・「伝える力」向上のための研修や職場の業務に応じたお客さま応対力向上のための研修を充実
- ・ 職員の面談等を通じたキャリアプランの形成，実践や，国，他都市，民間企業等への派遣，人事交流の実施



#### 体験型研修施設（水道・下水道技術研修施設）

上下水道局では、長年にわたって培ってきた技術力やノウハウを次世代に継承するため、管路の維持管理等に関する実技を学ぶことができる研修施設の整備を進めています。  
（左図は水道技術研修施設の完成イメージ。平成 30 年 2 月，太秦庁舎敷地内に完成予定）

#### 取組②

全ての職員が「仕事」でも「くらし」でも、活力や意欲に満ち、個性と能力が発揮できるよう、職場環境の整備に取り組みます。

- ・ 「働き方改革」による「真のワーク・ライフ・バランス」の推進（業務改善や仕事の進め方の見直しによる業務の効率化，超過勤務の組織的管理など）
- ・ 改革・創造に向けた職場づくりと働きやすい職場環境の整備（業務改善の推進や若手職員が職場横断的に交流し活躍できる機会を通じた意欲向上の取組の推進）

#### <若手職員による職場横断的なプロジェクトについて>

#### 「MIYAKO PROJECT」

平成 28 年度に日本水道協会全国会議を京都市で開催するに当たり，全国会議を成功させるため，若手職員を中心に平成 27 年 1 月からスタートしたプロジェクトチームです。

全国会議後も，継続的に毎年の水道研究発表での質の向上の取組や水道事業の PR 等に取り組んでいます。

蹴上浄水場一般公開での施設案内の様子



#### 「下水道事業PRプロジェクトチーム」

平成 23 年度から，柔軟な発想や機動力を生かして，下水道 PR ポスターの作成，街頭キャンペーン，各種イベントでの下水道事業 PR ブース出展等の積極的な広報活動を行っています。これまでに制作した下水道 PR ポスターは，国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」を受賞するなど，高い評価を受けています。

第 6 作目となる下水道 PR ポスター「下水道は眠らない」

## 方針② ささえる

50 年後、100 年後を見据えた経営を行い、将来にわたって京の水を支え続けます

### 取組①

施設マネジメントの実践や工事の品質向上により、ライフサイクルコストの縮減を図り、限られた財源でも必要な事業を着実に推進します。

- ・ 「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」に基づき、施設情報の収集・充実を推進
- ・ 施工管理の強化及び工事目的物の品質向上に向けた、工事検査の手法改善及び体制強化

「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」(平成 29 年 3 月策定)  
限られた財源の中、計画的に施設等の維持修繕及び改築更新を行い、安全・安心な水道及び下水道事業を将来に繋げるため、施設の長寿命化、コスト縮減や事業費の平準化を図る「施設マネジメント」の考え方や方針を体系化



### 取組②

公営企業としての存立基盤を堅持しつつ、執行体制の効率化を図り、可能な限り民間活力の導入に努め生産性を向上させます。

- ・ 公民連携手法の導入や I C T の活用等によるコスト縮減
- ・ 業務推進体制の効率化等による組織及び職員数の適正化

### 取組③

長期的な視点に立ち、大規模更新に備えた資金確保に加え、保有資産の有効活用等による収入源の確保・創出を進め、財務体質を強化します。

- ・ 事業規模や経営状況に見合った適正な事業費や目指すべき企業債残高等、長期的な視点に立った財政目標の設定
- ・ 資産維持費の確保による企業債の発行抑制、大規模更新時期に備えた積立金の確保
- ・ 水需要の喚起や新たな増収策の検討・実施

文化庁地域文化創生本部  
(上下水道局旧東山営業所の有効活用)



### 取組④

継続的な経営改善を図りつつ、今後の経営環境を踏まえ、世代間の公平性に重点を置いた適正な料金・使用料の体系や水準について検討します。

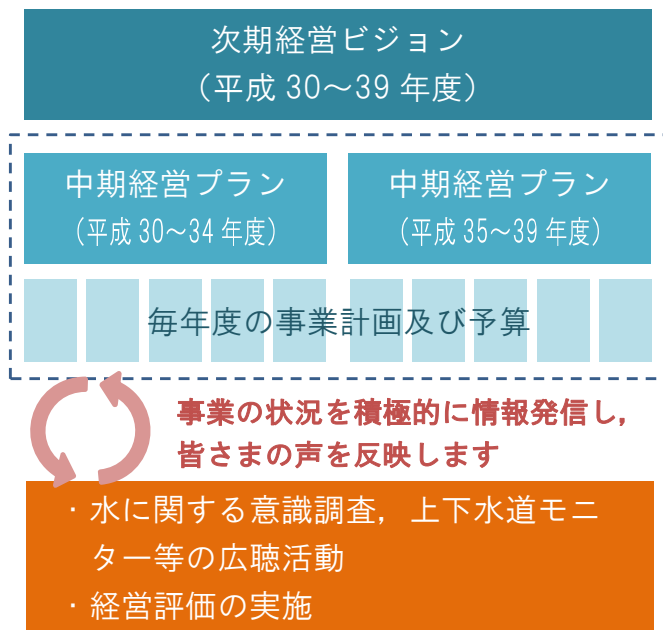
- ・ 新たな経営戦略の内容を踏まえた経営評価制度の充実
- ・ 厳しい経営環境の見通しの中にあっても、世代間の負担が公平なものとなるよう、料金・使用料体系・水準の在り方について外部有識者や市民の声をお聴きしながら検討を実施



## 6 実施計画の策定と継続的な改善

次期経営ビジョンの実施計画として、各取組の推進（年次計画）、経営の効率化、財政基盤の強化の3つの視点で構成する、前後期各5箇年の中期経営プランを策定します。

また、中期経営プランに基づいた各年度の事業推進に当たっては、経営評価や予算の見える化等により、事業の状況を積極的に情報発信するとともに、様々な広聴活動を通じて御意見を頂くことで、皆さまの御意見を事業へ反映し、継続的な改善を図ります。



## 7 今後の予定

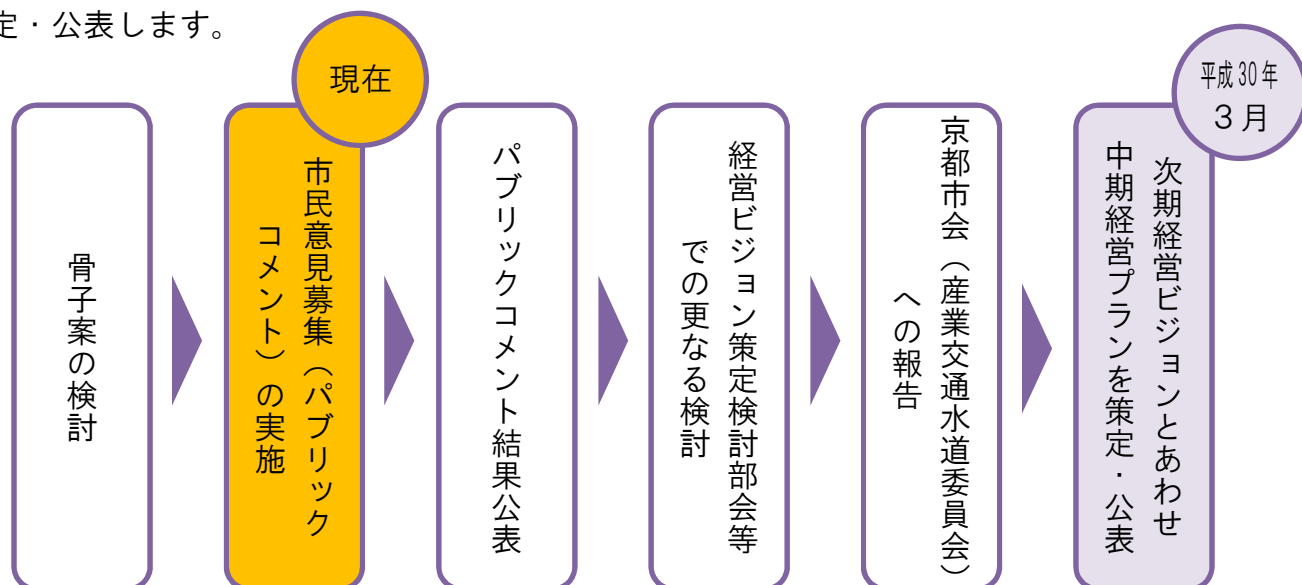
次期経営ビジョンの検討に当たって、本年3月に、京都市上下水道事業経営審議委員会の部会として、「経営ビジョン策定検討部会」を設置し、これまで全5回にわたり、有識者による議論を進めてきました。

今後、骨子案に対するこの度の市民意見募集（パブリックコメント）で皆さまより御意見を頂き、その結果を公表するとともに、同部会及び京都市会より御意見を頂きながら検討を進めます。

これらの検討を経て、平成30年3月に、前期5箇年の中期経営プランとともに、次期経営ビジョンを策定・公表します。



経営ビジョン策定検討部会  
(京都市上下水道事業経営審議委員会の部会)





## 8 御意見の募集内容及び応募方法

（作成中）

## 上下水道局の次期経営ビジョン骨子案（市民意見募集パンフレット）

京都市上下水道局 総務部経営企画課  
〒601-8004 京都市南区東九条東山王町 12 番地  
TEL 075-672-3114, FAX 075-682-2711

京の水道水  
世界最高水準

うるおいのしずく、あなたへ。



京都市上下水道局

## 第 5 回部会における議論のポイント

## 1 全般的な議論

第 1 回から第 4 回の議論を踏まえ、背景・課題（3～5 ページ）、基本理念と取組の構成（6～8 ページ）、取組の方向性（9～16 ページ）の構成や流れが、分かりやすいものとなっているか。

## 2 各項目に係る議論

背景・課題（3～5 ページ）について、これまでに頂いた御意見を踏まえ、今後、経営環境がますます厳しくなることを第一に据え、以降、その他の課題を列挙する構成としているが、更に改善を加えるべき箇所はあるか。

基本理念と取組の構成（6～8 ページ）について、第 2 回及び第 4 回の御意見を踏まえて、表現等を修正しているが、更に改善を加えるべき箇所はあるか。

9 つの「方針」や各方針の下に掲げている「取組」について、特に「取組」の方向性を示している文章（9～16 ページの色付の部分）が、10 年間の方向性として適切なものとなっているか。

本日頂いた御意見も踏まえ、今後、上下水道局において、全体的に表現等を再検討することを予定している。